

会員 各位

安全衛生委員会
委員長 酒井 公二

「安全就業基準」一部改正について

皆様方には、日頃安全就業に心掛けていただきありがとうございます。

おかげ様で事故（小さな事故は発生しておりますが）も無く、安心しておりましたが、皆様方もご周知のとおり、大きな事故が発生（就業途上：自転車での帰宅途中）いたしました。

全国的にも自転車による事故は多発しており、またその事故による賠償金も多額化しております。

我々もいつ事故に遭遇するか分かりません、ゼロではないのです。その時の補償のためにも、また自分自身のため、ご家族の安心のためにも「自転車保険」（「自転車保険」への加入は、埼玉県ではすでに義務となっております）への加入をお願いします。

改正点：（公社）鶴ヶ島市シルバー人材センター就業途上交通安全基準

第4条 自転車に乗るときは、次の事項を守ること。

（中略）

（18）自転車保険に加入することを勧める

改正後：（18）自転車損害保険（それに準じた各種保険の特約等を含む）に加入すること。（埼玉県内義務化）

以上よろしく願いいたします。

(公社) 鶴ヶ島市シルバー人材センター就業途上交通安全基準

T S C S - S 0 1 3

(目的)

第1条 この就業途上交通安全基準は、就業先（仕事場）との往復時の安全について

安全就業規程（T S C S - S 0 0 1）第6条に定めるものの他、必要な事項を定め

て事故を未然に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

ここでは、事故が目立つ自転車の運転について定める。なお、自転車は道路交通法

上「軽車両」である。

(事前の対策)

第3条

自転車に乗る前に、次の事項に心がけること

- (1) ブレーキは前輪、後輪ともよく効いていること。
- (2) サドルの高さは適当な高さあり、しっかり固定されていること。
- (3) チェーンはゆるすぎないこと。
- (4) タイヤには十分空気が入っていること。また、すり減っていないこと。
- (5) ライトは明るく点くこと。（無灯火での運転は厳禁とする。）
- (6) 反射材は、後ろや横からよく見えるところに付いていること。

(順守事項)

第4条 自転車に乗るときは、次の事項を守ること。

(1) 強風、雪道、路面凍結のときは、いつもより十分注意しながら運転すること。

また、滑りやすいところでは、自転車から降りること。（危険を回避するため

このような環境下での運転は避けることを勧める）

- (2) 雨の時は、雨具を使うこと。（傘を持つての片手運転は止めること。）
- (3) 信号機のある交差点では、信号が青でも左右の安全を確認して走行すること。
- (4) 青信号が点滅したら、走行しないようにすること。
- (5) 信号機のない交差点では、いきなり飛び出さず、いったん止まって安全を確認

して走行すること。

(6) 一時停止の標識があるところや、狭い道路から広い道路に出るときは、必ず

いったん止まって、安全を確認して走行すること。

- (7) 急な横断は避けること。
- (8) 車道を走るときは、必ず左端を走行すること。
- (9) 車道又は交通の状況から見て危険を避けるため歩道を通ることがやむを得ないときは車道寄りの部分を走行すること。
- (10) いつも通り慣れた道路、自宅付近の道路こそ危険であるとの意識を高めること。
- (11) 携帯電話を使いながらの運転はしないこと。

- (12) 飲酒運転はしないこと。
- (13) 速度の出し過ぎに注意すること。(特に滑りやすい坂道は、注意すること。)
- (14) 交通安全講習会、自転車安全運転講習会を必ず受講すること。
- (15) 身体機能(平衡感覚、視力、薄明順応、脚筋力、瞬時判断力等)の衰えを自覚して運転すること。
- (16) 自転車に乗るときは、保護帽(ヘルメット)の着用を勧める。
- (17) 反射材を衣服に付けることを勧める。
- (18) 自転車損害保険(それに準じた各種保険の特約等を含む)に加入すること。(埼玉県内義務化)

第5条 ここに定めていない事項については、交通安全規則に従い運転すること。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年5月1日から施行する。